受入研究機関が雇用制度導入機関となるPD等の方へ

雇用支援事業は、PD等が雇用かフェローシップ型かを自由に選択することができる制度ではありません。**一度雇用を開始した場合、同一の受入研究機関内においてフェローシップ型となることはできません。**

➢ 受入方法

特別研究員の採用年度や受入研究機関の「雇用制度導入機関」への登録年度により、以下のようになります。

〇令和７（2025）年度に特別研究員として採用された者（新規採用者）

原則雇用。ただし、時限的措置の適用があり、自ら雇用を希望しない場合は、フェローシップ型での受入可能。受入研究機関（雇用機関）が定める日までに、受入方法の意思表示をしてください。なお、時限的措置の適用は、令和７（2025）年度新規採用分までです。令和８（2026）年度以降採用分のPD等については、時限的措置の適用はありませんので、新規採用者は原則全員雇用となります。

〇令和６（2024）年度以前に特別研究員として採用された者（継続採用者）

継続採用者を雇用するかどうかは、雇用制度導入機関の判断。なお、令和５（2023）年度及び６（2024）年度に時限的措置の適用を行い、自らフェローシップ型を選択した者が、令和 ７（2025）年度から雇用を希望する場合、雇用するか否かは受入研究機関の判断によります。

また、令和５（2023）年度及び ６（2024）年度採用者が受入研究機関を変更する場合は、受入研究機関の雇用制度導入機関への登録年度により新規採用者か継続採用者かの扱いが変わります。

➢ 雇用条件・雇用手続等

- 雇用条件（待遇・所定就労日・就労場所等）や雇用に関する手続等については、受入研究機関（雇用機関）の規定に従うことになります。本会は直接的に関与しませんので、事前に受入研究機関に確認してください。
- 雇用PD等は本会からの研究奨励金の支給はなく、代わりに受入研究機関（雇用機関）から給与が支給されます。受入研究機関（雇用機関）からの給与に**「研究遂行経費」の適用はありません**。
- **雇用開始日は、４月１日**又は本会が指定する日となります。やむを得ず年度途中からの雇用開始を希望する場合、**受入研究機関が雇用可能であれば、7月、10月、1月の各1日**での切り替えは可能です。**月途中での雇用への切り替えはできません**。（PDの採用開始日は４月１日から変更することはできません。RPDの採用開始日は申請時に選択した４月、７月、10月、１月の各１日のいずれかです。なお、RPDは出産・育児による理由に限り、一度のみ採用期間を変更することが可能です。受入研究機関および本会に別途相談してください。）

➢ 遵守事項・手続

雇用PD等とフェローシップ型PD等では適用される「遵守事項および諸手続の手引」が異なります。また、基本的には、各機関の雇用条件に従うことになりますので、休業・休職等に伴

う中断・延長、海外渡航、辞退等の手続は受入研究機関（雇用機関）を通じて行います。各種手続等に関して不明な点は、まずは受入研究機関（雇用機関）に確認してください。

➢　雇用制度導入機関一覧
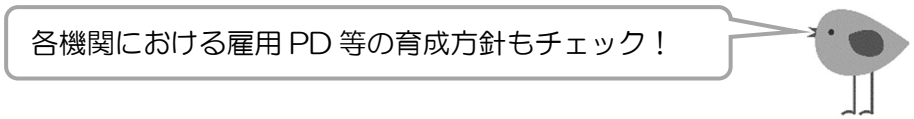
　雇用制度導入機関への登録は通年で受け付けています。最新の雇用制度導入機関の一覧は本会ウェブサイトに掲載しています。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tourokukikan.html